

(仮称) 草津市立プール整備・運営事業 事業契約書(案)に関する質問(第2回)への回答

- ・ (仮称)草津市立プール整備・運営事業事業契約書(案)に関して、令和元年12月26日までに寄せられた質問への回答を公表します。多くの質問をいただき、誠にありがとうございました。
- ・ 質問は、原文のまま掲載していますが、明らかな誤字、脱字および表記の誤りと判断された箇所については、一部修正しています。

令和2年1月24日
草津市

■事業契約書(案)に関する質問(第2回)への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	細目	細々目	項目名	質問内容	回答
1	7	第3章	第3節	第23条	5	(2)	建設業務の実施	令和元年12月10日付「事業契約書(案)に対する質問への回答」No.5について、「草津用水土地改良区との協議に起因する遅延にかかる増加費用または損害は事業者が負担する」とのことですが、事業者による関係機関等との協議が難航し、その後の業務遂行に支障をきたすものとして、市の責に帰すべき事由によるもの(市の指示、提示条件等の不備や発注前に完了すべき関係機関との十分な協議ができていないことによる延期や増加費用に関するもの)が多分にあるものと理解しております。また、実施方針の「リスク分担表(案)」では、「政治、行政的理由から、本事業の継続に支障が生じた場合または業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費およびその後の業務遂行における当該事業変更による増加経費負担」は市が責任を負うものと記載されており、草津用水土地改良区との協議に起因する遅延にかかる増加費用または損害は市が負担するものと考えますが、これについて市の見解をご教示願います。	事業者が提案に基づき実施した協議結果に起因する増加費用や損害については、事業者が負うこととします。 ただし、市が提示した資料から予見不可能な事象に対するリスクは市が負担します。
2	13	第4章		第39条	5	(2)	道路付替業務の実施	令和元年12月10日付「事業契約書(案)に対する質問への回答」No.10について、草津警察署他との協議に起因する遅延にかかる増加費用または損害は事業者が負担するとのことですが、事業者による関係機関等との協議が難航し、その後の業務遂行に支障をきたすものとして、市の責に帰すべき事由によるもの(市の指示、提示条件等の不備や発注前に完了すべき関係機関との十分な協議ができていないことによる延期や増加費用に関するもの)が多分にあるものと理解しております。また、実施方針の「リスク分担表(案)」では、「政治、行政的理由から、本事業の継続に支障が生じた場合または業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費およびその後の業務遂行における当該事業変更による増加経費負担」は市が責任を負うものと記載されており、草津警察署他との協議に起因する遅延にかかる増加費用または損害は市が負担するものと考えますが、これについて市の見解をご教示願います。	事業者が提案に基づき実施した協議結果に起因する増加費用や損害については、事業者が負うこととします。 ただし、市が提示した資料から予見不可能な事象に対するリスクは市が負担します。
3	18	第5章	第1節	第53条	1		運営・維持管理業務に伴う近隣対策	「法令に基づき合理的に要求される範囲の近隣対策を実施する」とありますが、貴市が想定している近隣対策についてご教示ください。	近隣対策について、現時点において特別な事情は把握しておりません。 通常の公共工事と同様の近隣対策がなされることを想定しております。
4	20	第5章	第1節	第61条	1		本施設損傷時の取扱い	帰責者不明の人為的な損傷については、事業者が自らの責任および費用負担で修繕を行うとありますが、帰責者不明で求償することも不可能であり、かつ事業者ではコントロールできないため、発注者リスクとして頂きたい。	原案文のとおりとします。
5	32	第12章		第90条			不可抗力による増加費用・損害の扱い	万が一、天災等の不可抗力により施設が一時的に使用不可となった場合、その間に事業者収入の一部となる予定であった利用料金収入を得られないこととなります。しかしながら、運営スタッフによる対応(電話受付他)、設備機器の保守等は継続して行う必要がありコストが発生するため、得ることができなかった利用料金収入(逸失利益)についても、不可抗力扱いとなるようお願いいたします。それが認められない場合大きな参画障壁と成り得ます。	原因が不可抗力の場合は、不可抗力条項に従います。逸失利益は損害に含みません。

■事業契約書(案)に関する質問(第2回)への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	細目	細々目	項目名	質問内容	回答
6	別紙4		第2節				本施設を使用した開業準備業務の実施期間および運営・維持管理業務期間の保険	本施設を使用した開業準備業務の実施期間および運営・維持管理業務期間については、請負業者賠償責任保険と施設賠償責任保険を付保することとなっておりますが、上記2つを合体し、共通保険金額とする総合賠償責任保険を付保することでも問題はございませんでしょうか。	当該二つの保険の付保要件を満足する保険内容であれば、両保険を合体した保険の付保でも問題ありません。